

簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式）に係わる手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 22 年 9 月 17 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 業務概要

(1) 業務名 那覇空港高架道路検討調査業務

(2) 業務内容 本業務は、那覇空港のターミナル地域の整備に伴う高架道路の検討調査を行うものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等に対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

(3) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務
共通仕様書第 1 章総則第 2 6 節業務の下請負に示す他、次のとおりとする。

- ・ 現地踏査 ・ 橋梁設計 ・ 橋梁デッキ部設計 ・ 橋梁ランプ部設計
- ・ 関係機関との協議資料作成 ・ 報告書作成 ・ 照査

(4) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(5) 履行期間 契約締結の翌日～平成 23 年 3 月 15 日

(6) 本業務は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(7) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については入札説明書による。

(8) 本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

参加表明書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業または 2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。なお、本業務に係る申込者は、別途発注

済みの「平成 22 年度那覇空港監督補助業務（受託者：(株)沖技）（以下監督補助業務）」、「平成 22 年度那覇空港品質監視等補助業務（受託者：(財)港湾空港建設技術サービスセンター）（以下品質監視等補助業務）」、「平成 22 年度那覇空港発注補助業務（受託者：(財)港湾空港建設技術サービスセンター）（以下発注補助業務）」、「平成 22 年度港湾空港技術審査業務（受注者：(財)港湾空港建設技術サービスセンター）（以下技術審査業務）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また監督補助業務、品質監視等補助業務、発注補助業務、技術審査業務における担当技術者の出向元または派遣元及び出向元または派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄総合事務局における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一

方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

Ⅲ その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ⅠまたはⅡと同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年9月17日付け沖縄総合事務局開発建設部長)に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から那覇空港高架道路検討調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種または類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行い、調査基準価格を極端に下回る場合は低入札価格調査後、追加調査を行なうものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書によるものとする。

3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行なわない場

合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

- 4) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- 5) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

電話 098-867-3710（直通） FAX 098-860-8453

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成22年9月17日（金）から平成22年10月19日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

ただし、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するのであらかじめ連絡すること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 22 年 9 月 17 日（金）から平成 22 年 9 月 28 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：・電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

・発注者の承諾を得て紙入札方式による場合。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により提出すること。

（5）技術資料の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 22 年 10 月 19 日（火）17 時 15 分

ただし、持参する場合は同日の 17 時 15 分

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により提出すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成 22 年 10 月 19 日（火）16 時 00 分まで。

持参による場合の締め切りは平成 22 年 10 月 19 日（火）16 時 00 分まで。

開札日時：平成 22 年 10 月 28 日（木）10 時 00 分

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

1)入札保証金 免除。

2)契約保証金 免除。

（3）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）手続きにおける交渉の有無 無。

（5）契約書作成の要否 要。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 上記 4.（1）に同じ。

（7）本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（8）詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Okinawa General Bureau , Naha Ports and Airport Office chief
- (2) Subject matter of the contract: Naha Airport elevated road examination investigation duties
- (3) Time limit to express interests by electronic bidding system : 17:15 28 September 2010 (by bringing, mail : 17:15 28 September 2010)
- (4) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 16:00 19 October 2010 (by bringing : 16:00 19 October 2010)
- (5) Contact point for tender documentation: Okinawa General bureau , Naha Ports and Airport Office , 2-6-11 Minatomachi , Naha City Okinawa prefecture , 900-0001 Japan , Tel 098-867-3710